決裁	部長	課長	課員	担当

有料公園施設利用許可申請書

次のとおり有料公園施設を利用したいので、県立都市公園条例第6条第2項の規定により申請します。

年　　月　　日

申請者

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒　　－

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（　　）　　－

宮城県スポーツ協会・同和興業
・セントラルスポーツグループ　殿

県立都市公園名	宮城県総合運動公園
利用する公園施設	テニスコート　1 □ 砂入り人工芝コート　（　　面） 2 □ ハードコート　（　　面）
行為の目的	1 □大会開催　（種目：　　） 2 □強化練習・合宿　（種目：　　） 3 □研修会・講習会　4 □教育活動 5 □部活動　（　　）　6 □愛好会活動 7 □その他　（　　）
行為の名称（大会名）	
利用日時	年　月　日　時から 年　月　日　時まで　日　時間
入場料等徴収の有無	□ 有　（最高入場料金　　円） □ 無
利用予定人員/日	一般　（男　　名・女　　名・計　　名） 生徒等　（男　　名・女　　名・計　　名）
観客人数見込/日	人
利用設備又は器具	1 □ クラブハウス 2 □ 放送設備一式 3 □ 照明施設　（　　面　　時間） 4 □ シングルスティック　（　　コート分） 5 □ その他
行事担当者名	（連絡先　　-　　-　　）
料金請求先	〒　　－
参考	

備考

1　許可をするに当たり、又は許可をした後に、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年宮城県条例第81号）第4条第1項の規程により、この申請に係る有料公園施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聞くことがあります。

2　許可をした後に当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第3項の規程により、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る有料公園施設の利用の停止を命じます。